



2024年7月5日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ク ア ラ イ ン
代表者の役職・氏名 代表取締役社長 大垣内 剛
(コード番号：6173 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役副社長 経営企画部長 加藤 伸克
(TEL. 03-6758-5588)

**特別調査委員会設置並びに2025年2月期第1四半期決算発表の延期及び
2025年2月期第1四半期報告書の提出期限延長申請の検討に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、特別調査委員会の設置並びに2024年7月16日に予定しておりました2025年2月期第1四半期決算発表の延期及び当該四半期報告書の提出期限延長申請の検討について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、2025年2月期第1四半期の決算発表について、2024年7月16日に行うべく準備を進めてまいりましたが、誠に遺憾ながら、当社が保有する暗号資産関連の取引及び水まわりサービス支援事業における取引に関して不正確な会計処理が行われていた可能性があること（以下「本事案」といいます。）が判明しました。そのため、当社といたしましては、本事案の実態解明を行い、株主、投資家、お取引先等の皆様に対する説明責任を果たすために、下記のとおり特別調査委員会を設置して本事案の調査を行うことを本日の取締役会において決議し、また、これに伴い、2025年2月期第1四半期決算発表を延期することとし、当該四半期報告書の提出期限延長申請を検討することとしましたので、お知らせいたします。

なお、延期後の決算発表予定日につきましては、決定次第、速やかに公表いたします。

株主、投資家の皆様を始め、お取引先、市場関係者の皆様には多大なるご心配をおかけすることとなり、お詫び申し上げます。

記

1. 不正確な会計処理が行われていた可能性が判明した経緯

当社は、外部機関による調査（資料の提出、ヒアリング）の過程において、当社が保有する投資有価証券（暗号資産転換可能社債）及び暗号資産関連の取引及び水まわりサービス支援事業における取引に関して、過年度より不正確な会計処理が行われていた可能性を指摘されました。具体的には、当社が保有する投資有価証券（暗号資産転換可能社債）及び暗号資産の時価評価における損失の可能性、水まわりサービス支援事業における取引については、加盟店との取引における売上高・債権債務・貸倒引当金の修正の可能性を指摘されており、現時点において過年度における不正確な会計処理の規模は把握出来ておりませんが、2024年2月末時点で保有する投資有価証券（暗号資産転換可能社債）及び暗号資産の合計は、約220百万円となります。

なお、2025年2月期第1四半期決算に及ぼす影響についても、現時点では把握出来ておりません。

本事案については、特別調査委員会による調査に加えて、監査法人による追加的監査手続も必要になることから、当該四半期報告書については、法令で定める提出期限である2024年7月16日までに

監査法人による四半期レビュー手続を完了させることができない見込みとなりました。

また、本事案については、2021年10月14日付「2022年2月期第2四半期決算発表の延期及び第三者委員会の設置に関するお知らせ」（以下「2021年10月14日付開示」）で記載の消費者庁から2021年8月30日付で受けた業務停止命令等の行政処分と関連はございません。

2. 特別調査委員会の設置について

当社としては、本事案の判明後、速やかに社内調査を開始し、進めておりましたが、本事案については中立かつ公正な外部専門家による網羅的な調査を行うことが望ましいと考えたため、本日の取締役会において、以下のとおり、弁護士及び公認会計士による特別調査委員会を設置することを決議いたしました。

（1）特別調査委員会の目的

- ① 本事案にかかる事実関係の調査
- ② 本事案に類似する事象の有無の調査
- ③ 上記①及び②による当社連結財務諸表等への影響額の算定
- ④ 本事案が生じた原因の分析と再発防止策の提言
- ⑤ その他、特別調査委員会が必要と認めた事項

（2）特別調査委員会の構成

役職	氏名	所属等
委員長	本澤 順子	弁護士・本澤法律事務所
委員	田中 貴一	弁護士・片岡総合法律事務所
委員	高木 明	公認会計士・株式会社KIC

上記の委員選定に際しましては、日本弁護士連合会による「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」（平成22年7月15日公表、同年12月17日改訂）に沿って行われており、各委員または各委員の所属する法人・事務所と当社との間に顧問契約その他の利害関係はございません。

（3）今後の対応について

当社は、特別調査委員会による調査に対して全面的に協力してまいります。

特別調査委員会による調査には相応の時間を要することが見込まれますが、特別調査委員会による調査結果につきましては、結果が判明次第、速やかにお知らせいたします。

3 業績に与える影響について

本事案が当社の業績に及ぼす影響につきましては、現在のところ明らかではありませんが、今後開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以上